

指定障害児通所支援事業所の指定の一部効力停止について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり行政処分（指定の一部効力停止）を行うこととし、本日、愛知県は2事業者に対し当該処分について通知しました。

記

1 事業所の概要

事業所名	ふくろうの森	HOPE. 南安城
事業種別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
所在地	北名古屋市弥勒寺東 3-191	安城市東明町 14-3
事業者	株式会社アイリス (北名古屋市徳重小崎 39-2) 代表取締役 <small>みぞはたゆきひろ</small> 溝畑幸宏	株式会社天佑 (岡崎市八幡町 2-62) 代表取締役 <small>なかむらかずひと</small> 中村和仁
指定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日

2 処分内容

事業所名	ふくろうの森	HOPE. 南安城
処分内容	指定の一部効力停止 (新規利用者の受入停止) 6 か月	指定の一部効力停止 (新規利用者の受入停止) 6 か月
停止期間	平成 30 年 8 月 27 日 (月) から 平成 31 年 2 月 26 日 (火)	平成 30 年 8 月 27 日 (月) から 平成 31 年 2 月 26 日 (火)

3 処分理由

(1) 株式会社アイリス「ふくろうの森」

① 人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第3号）

保育士又は児童指導員につき、基準上必要な配置ができていなかった。

② 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）

・保育士又は児童指導員の配置につき人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算を行わず報酬の請求を行っていた。

・指導員加配加算の算定要件を満たしていなかったにもかかわらず請求していた。

③ 帳簿書類の虚偽作成（児童福祉法第21の5の24第1項第6号）

事業所の指導員として勤務実態のない法人役員に係る勤務時間を記載する等、実態と異なる勤務表や出勤簿を実地指導の一環で作成し、県に提出した。

(2) 株式会社天祐「HOPE. 南安城」

① 人員基準違反（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号）

- ・専任かつ常勤の配置要件を満たす児童発達支援管理責任者が不在であった。
- ・保育士又は児童指導員につき、基準上必要な配置ができていなかった。

② 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

- ・専任かつ常勤の配置要件を満たす児童発達支援管理責任者が不在であったにもかかわらず、減額を行わず報酬の請求を行っていた。
- ・保育士又は児童指導員の配置につき人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算を行わず報酬の請求を行っていた。

③ 帳簿書類の虚偽作成（児童福祉法第 21 の 5 の 24 第 1 項第 6 号）

実地指導時に、実態と異なる勤務の書類をあらかじめ作成し、県に提出した。

④ 虚偽による指定申請（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

- ・専任かつ常勤勤務ではない職員を、専任かつ常勤が要件である児童発達支援管理責任者として配置しているとして指定申請を行い、不正に指定を受けた。
- ・保育士又は児童指導員の配置につき人員基準を満たしていないにもかかわらず、これを配置しているとして指定申請を行い、不正に指定を受けた。

4 処分に伴う返還予定額（概算）

事業所	ふくろうの森	HOPE. 南安城
不正期間	H27. 7～H29. 3	H29. 4～H30. 2・H30. 4
不正受給額（概算）	3, 163, 205 円	14, 008, 375 円
加算金額（概算）※	1, 265, 282 円	5, 603, 350 円
合 計	4, 428, 487 円	19, 611, 725 円

※返還金は、偽りその他不正の行為により支給を受けた障害児通所給付費であるため、当該給付費額に 40% を加算し、障害児通所給付費を支給した市が事業者に対し返還を求める。（児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項）